

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第八条第一項の規定に基づき、令和七年七月三十日付けをもって、北海道檜山沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域を次のとおり指定したので、同条第六項の規定に基づき、公告する。

令和七年七月三十日

経済産業大臣 武藤 容治
国土交通大臣 中野 洋昌

一 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の名称

北海道檜山沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

二 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

次に掲げる(1)から(15)までの地点を順次に結んだ線、(16)から(26)までの地点を順次に結んだ線及び

陸岸により囲まれた海域のうち、漁港の区域（漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域をいう。）、港湾区域（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域をいう。）及び海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。）以外の海域

(15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1)

- 北緯四二度三六分一二秒東經一三九度四九分四八秒の地点
- 北緯四二度三六分一二秒東經一三九度四七分三六秒の地点
- 北緯四二度三四分三八秒東經一三九度四七分三五秒の地点
- 北緯四二度三〇分五秒東經一三九度四八分三三秒の地点
- 北緯四二度二六分五九秒東經一三九度四八分四七秒の地点
- 北緯四二度二二分五七秒東經一三九度四六分五四秒の地点
- 北緯四二度二一分二五秒東經一三九度四四分四一秒の地点
- 北緯四二度一八分五六秒東經一三九度四四分二秒の地点
- 北緯四二度一二分三三秒東經一三九度四六分一二秒の地点
- 北緯四二度一分三二秒東經一三九度五〇分四九秒の地点
- 北緯四二度七分一三秒東經一三九度五三分三五秒の地点
- 北緯四二度六分四二秒東經一三九度五四分三一秒の地点
- 北緯四二度五分三八秒東經一四〇度〇分一八秒の地点
- 北緯四二度二分五三秒東經一四〇度二分二三秒の地点
- 北緯四二度三分四三秒東經一四〇度四分三〇秒の地点

(26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16)

北緯四一度五七分一〇秒東經一四〇度八分五秒の地点
北緯四一度五六分四八秒東經一四〇度五分五二秒の地点
北緯四一度五四分五九秒東經一四〇度六分二一秒の地点
北緯四一度五一分三六秒東經一四〇度四分三二秒の地点
北緯四一度四九分五九秒東經一四〇度四分二九秒の地点
北緯四一度四九分三〇秒東經一四〇度二分四七秒の地点
北緯四一度四八分三五秒東經一四〇度二分一秒の地点
北緯四一度四六分三五秒東經一四〇度二分一秒の地点
北緯四一度四二分七秒東經一三九度五八分三三秒の地点
北緯四一度三八分二七秒東經一三九度五七分三五秒の地点
北緯四一度三八分二九秒東經一四〇度〇分一秒の地点

平面図

